

[事案 2021-90] 新契約無効請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年2月に契約した医療保険および同年9月に契約したがん保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料が高額であったため、支払った保険料の3割から4割の解約返戻金が支払われるものと思っていたが、実際は解約返戻金がなかった。
- (2) 勧誘時に、募集人から掛け捨ての保険であることの説明がなかった。
- (3) 同じ募集人から加入していた損害保険と本契約の保障内容は重複しており、いずれも掛け捨ての保険であることは問題である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、勧誘時、パンフレットと設計書を用いて、保険料および解約返戻金に関する内容も含めて適切な説明を行った。
- (2) 申立人は、「主契約については保険料払込期間中、特約については保険期間中の解約返戻金がないことを了知しました」と記載のある申込書に押印しており、解約返戻金がないことを了解して、本契約に加入している。
- (3) 本契約と損害保険（傷害保険と疾病保険）の保障内容は同一ではなく、契約者の要望に応じて複数の契約に加入することはある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。